

指定生活介護事業所「ゆめの樹」利用契約書

様(以下「利用者」という。)と指定生活介護事業所(以下「事業者」という。)は、利用者が事業者から提供される障害福祉サービス(以下「サービス」という。)を受けることについて、次のとおり契約(以下「本契約」という。)を締結します。

(目 的)

第1条 本契約は、利用者が居宅において可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、事業者が利用者に対して障害者総合支援法に基づく生活介護のサービスを公正中立に適切に提供します。

(期間及び事業所名称)

第2条 本契約の期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとします。

2 契約期間満了日の7日前までに契約終了の申し出がない場合には、本契約は継続されるものとします。

(サービス計画)

第3条 事業者は、利用者の課題と意向を把握し、利用者又は保護者とともに支援計画を作成します。

2 利用者又は保護者は、いつでも支援計画について説明を求め、意見を述べることができます。

(サービスの内容)

第4条 事業者は、サービス支援計画を作成し、その計画に基づきサービスを提供します。

(利用者負担額及び実費負担額)

第5条 利用者は、前条に定めるサービスに対して、重要事項説明書に定める所定の利用者負担額及びサービス利用にかかる実費負担額を事業者に支払うものとします。

2 事業者は、利用者負担額を1カ月ごとに計算し、請求書を翌月15日までに利用者又は保護者へ送付します。

3 利用者又は保護者は、利用者負担額を翌月25日までに、事業者に支払うものとします。

4 創作活動及び野外活動等の行事を実施する際にかかる費用で、利用者に負担していただくことが適当であるものに対し、事業者は実費負担の支払いを受けるものとします。

(事業者の基本的義務)

第6条 事業者は、利用者が居宅や地域において日常生活を営むことができるよう利用者の意思と人格を尊重し、常に利用者の立場に立って必要なサービスを適切に提供します。

2 事業者は、利用者に生産活動の機会を提供した場合は、材料費等の必要経費を控除した額を工賃として支払うものとします。

3 前項に定める工賃は、生産活動事業収入から必要経費を控除後の収入状況により、利用者の通所状況に応じた日割りで計算し、1年分を翌年度の4月20日(休日の場合は前日)に支払うものとします。

(事業者の具体的義務)

第7条 事業者は、サービスの提供にあたって、利用者の生命、身体の安全・確保に配慮します。

(安全配慮義務)

2 事業者は、本契約の内容について、利用者及び保護者の質問に対して適切に説明します。

(説明義務)

3 事業者及び従業者は、サービスを提供するにあたって知り得た情報について、正当な理由がない限り第三者に開示することはありません。

(守秘義務)

4 事業者は、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除いて、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。

(身体拘束の禁止)

5 事業者は、利用者の人権擁護・虐待の防止のため、必要な処置を講ずるものとします。

(人権擁護・虐待の防止)

6 事業者は、サービス提供に関する記録を整備し、サービス提供日から5年間保存します。

(記録整備保存義務)

7 利用者又は保護者は、窓口業務時間内(午前8時30分から午後5時15分)に個人情報保護規定に基づいて利用者の記録を見ることができます。また、実費を負担してコピーすることもできます。

(情報開示)

(事故と損害補償)

第8条 事業者は、サービスの提供によって事故が生じた場合には、速やかに利用者の保護者等に連絡して必要な措置を講じます。

2 事業者は、サービスを提供するにあたり事業者の責任と認められる事由によって利用者に損害を与えた場合には、速やかに利用者の損害を賠償します。

(契約の終了事由)

第9条 本契約は、次の各号の事由が生じた場合に終了するものとします。

(1) 利用者が死亡した場合

(2) 利用者が転出した場合

(3) 事業者が、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合

(契約の解約・解除)

第10条 事業者は、次の各号の事由により本契約を解約・解除することができます。

(1) 保護者に支払い能力があるにもかかわらず第5条に定めるサービス利用料金の支払いが3カ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらず故意に支払わない場合。

(2) 利用者が、故意又は重大な過失により事業者もしくは従業員の生命・身体・信用を傷つけることなどによって本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせ、その状況の改善が見込めない場合。

2 利用者は、次の各号の事由により本契約を解約・解除することができます。この場合には、契約終了希望日の7日前までに事業者に通知するものとします。

(1) 事業者が、正当な理由なく本契約に定めるサービスを実施しない場合。

(2) 事業者の故意又は重大な過失により、利用者の生命・身体・信用を傷つけることなどによって本契約を継続しがたい重大な事情が認められた場合。

(3) 利用者から本契約の解約・解除の意思表示がなされた場合。

(苦情解決)

第11条 利用者は、本契約に基づくサービスに関して、いつでも重要事項説明書に記載されている苦情受付窓口に苦情を申し立てることができます。

2 利用者は、本契約に基づくサービスに関して、重要事項説明書に記載された第三者委員に苦情を申し立てることもできます。

(協議事項)

第12条 本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、障害者総合支援法その他諸法令の定めるところに従い、利用者と誠意を持って協議するものとします。

障害福祉サービスを利用するにあたり，本書面に基づき重要事項及び契約内容の説明を受け同意したので，本書2通を作成し，利用者及び事業者が記名捺印のうえ，各自1通を保有するものとします。

令和 年 月 日

利用者 住所 _____

氏名 _____ 印

電話 (_____)

代理人 住所 _____

氏名 _____ 印

電話 (_____)

本人との関係 (_____)

事業者住所 常陸太田市稲木町33番地

事業所名 社会福祉法人 常陸太田市社会福祉協議会
指定生活介護事業所「ゆめの樹」 印

代表者氏名 会 長 石川 八千代

連絡先 0294-87-8550